

法律士業のためのコロナメンタル支援ヒント集⑮

コロナの影響で、相談機関が受ける件数が増加しています。相談内容は、失業での不安のほか、家庭関連の相談が多くなっています。

仕事の話でも家庭、特に子供との関係の相談が出てくることがあります。

下記は、おおむね18歳までの子供の相談をどこにすればよいか、の目安です。

児童相談所はかつて、子供のしつけなどの相談を受けていました。しかし、虐待案件の増加で、「子ども家庭支援センター」に子供のしつけなどの業務を分けた歴史があります。また、小学校以上の子供ならば、教育相談所が学校との連携もスムーズになります。非行、犯罪が関係した場合は少年センター（警察）も相談に乗ってくれます。

児童相談所

- ・保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。
- ・虐待など子供の人権にかかわる問題があるとき。等

子ども家庭支援センター

- ・18歳未満の子育て家庭のあらゆる相談、・ショートステイなどの情報の提供等

教育相談所

- ・友人関係、いじめ、不登校、しつけ、発達障害、自傷行為等

少年センター

- ・子供の非行、いじめや犯罪等の被害に遭い、精神的ショックを受けた場合の支援等

○いずれも行政機関です。横の連携があるので、その機関で解決できなくでも、ほかの支援施設などを紹介してくれます。

○総合的な相談検索サイトは・・・

「いのちと暮らしの相談ナビ」<http://lifelink-db.org/>

☆☆

文責：中條幸子（公認心理師・社会保険労務士）

☆☆☆少しでも皆様の日々の対応にお役に立てれば幸いです。随時、情報を出していきます

☆☆☆